

令和2年千代田区議会第4回定例会議事速記録（第1455号）《未定稿》

◎日 時 令和2年11月27日（金）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	小林	たかや	議員
8番	うがい	友義	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	池田	ともり	議員
14番	山田	丈夫	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	内田	直之	議員
17番	たかざわ	秀行	議員
18番	はやお	恭一	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	桜井	ただし	議員
25番	小林	やすお	議員

◎欠席議員（1人）

19番	米田	かずや	議員
-----	----	-----	----

◎出席説明員

区 長	石川 雅己 君
副 区 長	山口 正紀 君
保健福祉部長	歌川 さとみ 君

地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美 江 子 君
地域振興部長 戸籍住民サービス担当部長	村 木 久 人 君 恩 田 浩 行 君
文化スポーツ担当部長 オリンピック・パラリンピック担当部長	大 矢 栄 一 君
環境まちづくり部長 まちづくり担当部長	小 川 賢 太 郎 君 加 島 津 世 志 君
政策経営部長 財産管理担当部長	細 越 正 明 君 大 森 幹 夫 君
行政管理担当部長 会計管理者	古 田 毅 君 保 科 彰 吾 君
総務課長 企画課長	中 田 治 子 君 亀 割 岳 彦 君
財政課長	石 綿 賢 一 郎 君

(教育委員会)

子ども部長 教育担当部長	清 水 章 君 佐 藤 尚 久 君
-----------------	----------------------

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	門 口 昌 史 君
-------------	-----------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	河 合 芳 則 君
----------	-----------

◎区議会事務局職員

事務局長	吉 村 以 津 己 君
事務局次長	小 玉 伸 一 君
議事担当係長	桐 谷 孝 行 君
議事担当係長	吉 田 匡 令 君
議事担当係長	石 井 妙 子 君
議事担当係長	後 藤 飛 超 君

午後1時00分 開議

○議長（小林たかや議員） ただいまから令和2年第4回千代田区議会定例会継続会を開会します。

日程第1を議題にします。

議案第57号 千代田区分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例等の一部を改正する条例

（企画総務委員会審査報告）

○議長（小林たかや議員） はやお恭一企画総務委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔はやお恭一議員登壇〕

○18番（はやお恭一議員） 企画総務委員会に審査を付託された議案について、審査経過及び結果を報告いたします。

議案第57号、千代田区分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例等の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正により、延滞金算出時に使用する役割に関する用語が改められたことに伴い、同法に準じて延滞金の算出方法について規定する5条例について規定を整備するものです。

令和3年1月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第57号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上で企画総務委員会に付託された議案の審査経過及び審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいま報告にありました議案第57号、千代田区分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例等の一部を改正する条例は、はやお恭一企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第2から第3を一括して議題にします。

議案第58号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第59号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（企画総務委員会審査付託）

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第58号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第59号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明申し上げます。

会計年度任用職員及び一般職員の給与につきまして、特別区人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給月数を改定するものでございます。

改正内容は、民間における支給状況を勘案し、期末手当の年間支給月数を0.05月引き下げるものでございます。

本年度の期末手当支給月数の改正規定につきましては公布の日から、令和3年度の期末手当支給月数の改正規定につきましては令和3年4月1日から施行をいたします。

以上、ご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） ただいま説明がありました議案第58号及び第59号については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第4を議題にします。



議案第60号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（地域文教委員会審査付託）

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第60号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

幼稚園教育職員の給与につきまして、特別区人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給月数を改定するものでございます。

改正内容は、民間における支給状況を勘案し、期末手当の年間支給月数を0.05月引き下げるものでございます。

本年度の期末手当支給月数の改正規定につきましては公布の日から、令和3年度の期末手当支給月数の改正規定につきましては令和3年4月1日から施行をいたします。

以上、ご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） ただいま説明がありました議案第60号については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

ただいまの議案は、地域文教委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

議事の都合により、暫時休憩します。

午後1時06分 休憩

午後3時39分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

お手元にお配りしています追加日程第1から第3を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

追加日程第1及び第2を一括して議題にします。



議案第58号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第59号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（企画総務委員会審査報告）

○議長（小林たかや議員） はやお恭一企画総務委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔はやお恭一議員登壇〕

○18番（はやお恭一議員） 企画総務委員会に本日審査を付託された2議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第58号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第59号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、社会経済情勢の変化に伴い、会計年度任用職員及び一般職員の給与のうち、特別区人事委員会勧告を踏まえ、民間における支給状況を勘案し、期末手当の年間支給月数を0.05月引き下げるものです。

本年度の期末手当支給月数の改正規定については公布の日から、令和3年度の期末手当支給月数の改正規定については令和3年4月の1日から施行します。

議案第58号及び議案第59号の2議案は関連するため一括して審査をしました。

質疑の中で、月例給については、特別区人事委員会の今後の勧告内容は未定であること。平均年間給与の引下げ影響額は、一般職員が約2万円、会計年度任用職員が約1万円であること。国の非常勤職員には勤勉手当が支給されており、区の会計年度任用職員にも勤勉手当が支給されるよう改正を求めるべきではないかという意見に対しては、その点を含めて会計年度任用職員が働きやすい環境を整えていけるように努力していきたいと区が考えていること。なぜ一般職員と再任用職員の期末手当の引下げ月数を同一にしたのかについては、特別区人事委員会からの説明は受けていないが、特別給は生活のための出費がかさむ夏と冬の時期の生活保障的な一時金としての性格を有することに加え、職歴、在職期間に応じて支給されるものであるため、今回0.05月下げるという考え方に立ったものであると考えられること。定年退職前の6割程度となる再任用職員の賃金水準の改善について検討していくに当たっては、現在、国での審議がストップしている地方公務員の定年延長の動向を見据えながら検討していきたいと区が考えていること、などが明らかとなりました。

質疑を終了し、討論に入り、賛成の立場から、本年1月から月例給が引き下げられた上に、今回の期末手当の引下げ、加えて社会経済情勢を理由とした引下げという今回の特別区人事委員会勧告の内容そのものは承知しかねるものである。しかしながら、職員の定年延長の今後の動向を見据えながら、引き続き専門委員会という交渉の場で協議をしていくという妥結内容や、会計年度任用職員についても、何らかの手当も区として考えていくという区の前向きな答弁があった。苦肉の策とはいえ、職員構成比の適正化に向けた措置の拡大、延長という協議の妥結の内容、結果を尊重し賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、おのおのの採決を行った結果、議案第58号及び議案第59号の2議案は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上で企画総務委員会に本日審査を付託された2議案の審査経過及び結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいま報告にありました議案第58号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、はや

お恭一企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

追加日程第3を議題にします。



議案第60号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（地域文教委員会審査報告）

○議長（小林たかや議員） 永田壮一地域文教委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔永田壮一議員登壇〕

○15番（永田壮一議員） 地域文教委員会に審査を付託されました議案について、審査経過及び結果を報告いたします。

議案第60号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、幼稚園教育職員の給与について、特別区人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給月数を改定するものです。民間における支給状況を勘案し、期末手当の年間支給月数を0.05月引き下げるものです。

本年度の期末手当支給月数の改正規定については公布の日から、令和3年度の期末手当支給月数の改正規定については令和3年4月1日から施行します。

質疑の中で、コロナ禍での引下げではあるが、特別区人事委員会勧告を受けた労使交渉で妥結したとおりの改正であること。モチベーションの低下が危惧されるが、現場の管理職にもフォローを要望するとともに、教育委員会としても学校を支援すること。引き下げられる金額は年収で1人1万8,000円弱であること。区独自の手当など支給することは困難であること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、賛成の立場から、コロナ禍において教育現場は各家庭の大切な子どもたちを預かる立場で、日々緊迫した状況である。現場の教育職員の負担が増加していることも承知しているが、中小企業の給与においては減額が顕著に表れていることもあり、官民較差是正を図るための人事委員会勧告を認めざるを得ず賛成する、との意見がありました。

次に、去年は民間、国などの賃金が引上げとなる中で、特別区のみ引下げになっていること。今年はコロナ禍で例年より短い交渉で一時金の引下げとなったこと。幼稚園職員は感染に気を使いながら子どもたちの教育・保育に当たっている。その中でのマイナス勧告は意欲に影響が出る。しかし、労使交渉により妥結したことを尊重し賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第60号は、賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

以上で地域文教委員会に審査を付託されました議案の審査及び結果の報告を終わります。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいま報告にありました議案第60号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例は、永田壮一地域文教委員長の審査報告どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第5を議題にします。

委員会提出議案第5号 総合設計制度等の調査に関する経費の変更について

（企画総務委員会）

○議長（小林たかや議員） 提出者を代表してはやお恭一企画総務委員長から、提案理由の説明をお願いします。

〔はやお恭一議員登壇〕

○18番（はやお恭一議員） 委員会提出議案第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

総合設計制度等の調査に関する経費の変更について

令和2年3月11日に可決された議員提出議案第2号「総合設計制度等の調査に関する決議」による、総合設計制度等の調査に関する調査経費を次のとおり変更する。

記

【変更前の調査経費】

本調査に要する経費は、本年度（令和元年度）においては、50万円以内、来年度（令和2年度）においては、300万円以内とする。

【変更後の調査経費】

本調査に要する経費は、令和2年度においては、350万円以内とする。

令和2年11月27日

千代田区議会

なお、令和元年度調査経費50万円につきましては、執行しなかったことを申し添えます。

以上、満場一致ご議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林たかや議員） ただいま説明のありました委員会提出議案第5号、総合設計制度等の調査に関する経費の変更については、はやお恭一企画総務委員長の提案理由説明どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第6を議題にします。



委員会提出議案第6号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

（地域文教委員会）

○議長（小林たかや議員） 提出者を代表して永田壮一地域文教委員長から、提案理由の説明をお願いします。

〔永田壮一議員登壇〕

○15番（永田壮一議員） 委員会提出議案第6号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、普段の生活はもとより、学校教育、事業経営等に大きな影響を受けています。そのため、個人消費の冷え込みは顕著です。

地域経済の担い手である区内の中小企業や小規模事業者の業況は、雇用不安、金融事情、後継者不足等により継続的な事業の展開が不透明であるなど、依然として厳しい状況にあります。

また、都心部ではマンション・オフィス需要が低下し、賃貸住宅における外国人需要も消失したため、収益が見込みにくくなっています。

このような状況であっても、千代田区における固定資産税の評価額は非常に高い水準が続き、固定資産税の負担が、区民の事業継続の大きな障害になっています。

他地域に比べて重い税負担が続く中でも安心して生活し、働き、次代に未来を託し、住み続けたいと願う区民の負担軽減を求める声には切実なものがあります。そのため、調整中と報道されている税額据え置きではなく、固定資産税等の大幅減税が求められています。

東京都では、昭和63年度以降、独自に小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減措置を、平成14年度からは小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免措置を、また平成17年より負担水準の上限が65%を超える商業地等については固定資産税・都市計画税の軽減措置など、地方税法において一定の範囲で地方自治体に認められる裁量を最大限活用するなど、独自の様々な特例措置が講じられてきたところです。

千代田区では、長年にわたり、区民、町会、区内事業者の皆さんと一体となって、固定資産税の大幅減税を要望してまいりました。しかしながら、依然として大都市圏である特別区は地価水準が高いので、住宅コストだけではなく、税負担も大きくなっています。こうしたことから、住

道されました。

この報道内容について、石川区長は、3月9日月曜日に開かれた予算特別委員会総括質疑の場で、概略、次のとおり説明されました。

報道されたマンションは申込みをし、かつ何回かの経緯の中で、最終的に事業者からこの住戸について次男本人が価格等の提示を受け、本人が適正な価格ということで手付金を支払ったもので、明快に事業者から「事業協力者住戸」であるとの説明はなく、これは本人にも販売者にも確認した。購入の手順・手続は次男が行い、手付金の支払いから1年半後、区分所有の話があり、区長夫人が判断した。

この説明を受け、当該マンションが利用した区の総合設計制度は、特定行政庁として区長名で許可したもので、そのマンションの1室を区長自ら共有名義人として購入しており、販売事業者である三井不動産レジデンシャル株式会社から、何らかの見返りとして、一般の購入者より優遇されて提供されていたとしたら、受託収賄が成立するほど重大な問題であること。

また、三井不動産株式会社は、三井不動産レジデンシャル株式会社とともに飯田橋駅西口再開発事業も手がけており、ここでも再開発等促進区を定めた地区計画を導入し、大幅な容積率の緩和を受け、最終的には容積率が約2倍になったが、そのマンションの1室も区長夫妻とその長男が購入しており、その後、短期間で転売することで数千万円の転売利益を受けていたことが明らかになりました。

こうした事実から、石川区長のマンション購入について、販売事業者である三井不動産レジデンシャル株式会社及びその関連会社である三井不動産株式会社に対し、区内の再開発事業などで便宜を図ることで、区長が優遇を受けて人気物件とされるマンションを購入していたのではないかとの疑惑が深まり、その真実を明らかにするために、強い権能を有する100条調査権に基づき調査が必要との判断に至り、令和2年3月11日の令和2年第1回区議会定例会継続会において、議員提出議案第2号「総合設計制度等調査に関する決議」が賛成全員で決議され、企画総務委員会に100条調査権を付与し、本調査権に基づき調査が開始されたものです。調査を開始するに当たっては、第1回目の調査委員会で基本的な事項や調査の論点及び進め方を整理した上で、調査を実施してきました。

企画総務委員会では、これまで24回の100条調査委員会を開催し、そのほかに勉強会を1回、本会議における中間報告2回を行ってきましたが、調査の中で認定した事実について、以下述べさせていただきます。

まず、今回疑惑の端緒となった「××××××××××××××××××××××××」についてですが、このマンションは、特定行政庁である石川区長が、許可権者である千代田区の総合設計制度を利用することで、容積率の緩和を受け、高さ約10メートル上乘せされ、その結果、供給戸数が増えています。この総合設計制度を利用する際の建築審査会で、「なぜ延べ床面積が1万平米を切っているか、何か特段の意味があるのか」と委員から質問がありましたが、平成27年2月当時、東京都の総合設計制度では、歩道状空道を3メートルとされていたところ、区の総合設計制度は2メートルで、三番町マンションの建築審査後、同年9月に区の制度要項も東京都と同様の3メ

ートルに改正されていたことが明らかになりました。

次に、当該マンションは、平成27年5月に確認済証を受けて建築が始まりますが、同年11月第1期第1次販売に先立ち、三番町マンションの事前案内会が行われています。三井不動産レジデンシャルからの記録によると、平成27年8月の22日に石川区長名義で資料請求を受けていた三井不動産レジデンシャルは、後日、石川区長の自宅に石川区長宛てで事前案内会の連絡をしていますが、石川区長は、証人尋問において、請求や資料の送付についての事実は知らない旨証言しました。一方、次男××氏は、証人尋問において、三番町マンションの資料請求を、石川区長名義であったことや、事前案内会の連絡は石川区長宛てに送付されていた事実については証言をしていません。

石川区長宅に事前案内会の連絡があり、平成27年11月の7日、区長夫人石川××氏と次男家族は、青山に所在した当該マンションのモデルルームを訪問し、予算1億2,000万円程度で同人家族の居住用マンションを物色した上で、元販売責任者である者の証言によると、上顧客の対応をするモデルルームの営業所長が対応し、平成28年1月に販売を予定しているFタイプを気に入り×階前後の購入を検討したいとの意向を示し、営業所長は11月27日までに次男家族に連絡をして、次回アポイントメントを取ることを約束しています。その上で、遅くとも11月15日までの間に区長夫人から営業所長宛てに電話をし、区長夫人から強い購入意向を感じ取った三井不動産レジデンシャルは、急ぎ販売責任者であった都市開発一部長、営業室長、営業所長が急遽協議し、「事業協力者住戸」ではなかった「Fタイプ×階前後」の部屋のうち、×××号室を新たに「事業協力者住戸」に設定することを決定し、11月の28日付、予定価格表の×××号室に「事業協力者住戸」と明記しています。

その理由として、三井不動産レジデンシャルは、「販売戦略上、強く誘引するために事業協力者住戸に設定」した、と説明していますが、既に区長夫人が高い購入意欲を示していることから、あえて販売戦略上、強く誘引する必要はないと思われます。同社が事業協力者住戸に設定したのは、区長夫人からの意向を受け、無抽せんで購入できる方策として設定したと考えるのが素直であると思います。

このことは、事業協力者住戸に設定後、三井不動産レジデンシャルが「抽せんすることなく購入できる」と、区長夫人や次男に電話で直接伝えたことから明らかです。そしてその時点で、Fタイプ事前案内会の初日である平成28年1月の9日に案内会の会場を訪れる予約をしています。また、次男は、区長夫人との共同購入に際し、「販売事業者から事業協力者住戸である旨の説明はなかった」、または「説明があったかどうかについて記憶はない」などと証人尋問において証言し、石川区長は、次男からは事業協力者住戸であると聞いたことはないと言っていますが、次男と区長夫人がそれぞれ三井不動産レジデンシャルから「×××号室を購入いただける場合、抽せんすることなく購入できる旨を説明」を受け、平成28年1月9日に事前案内会の会場を訪問していること、また、次男が三井不動産レジデンシャル担当者から「本日決めていただければ優先的に購入できる」と言われたことを令和2年6月8日時点でも覚えていることなどに照らせば、少なくとも次男が×××号室を優先的に購入できることになったとの認識は今日まで明

確に覚えていることが認められます。

さらに、三井不動産レジデンシャルの提出した記録や当時の販売責任者である同社××××氏の証言から、三井不動産レジデンシャルの販売担当者は、「机の上に「事業協力者住戸」と記載のある物件価格表を示しながら説明した」としていること。加えて石川区長と次男の代理人弁護士が作成した令和2年6月8日付三井不動産レジデンシャル宛て照会書において、平成27年1月9日、×××号室について、「その日に購入を希望すれば先着購入することができる可能性がある」と聞いた」としていることなどを照らせば、次男は優先購入できるのは×××号室が事業協力者住戸になったからだと認識していたと考えるのが合理的で、さらにそのことは共同購入者である区長または区長夫人に伝えていたと考えるのが自然であります。

特に、区長夫人は、×××号室の購入を直接三井不動産レジデンシャル担当者に強く働きかけ、結果、×××号室を事業協力者住戸に設定させ、同社が区長夫人にも直接電話で「×××号室を購入いただける場合、抽せんすることなく購入できる」との説明をしていて、次男と同様に×××号室が事業協力者住戸に設定されていたことを知悉していたとの疑いは極めて濃厚であると言わざるを得ません。区長夫人と同居し、区長も共同購入者として購入資金を出す立場であることを鑑みれば、区長も区長夫人が三井不動産レジデンシャルから強く働きかけ、その結果×××号室が事業協力者住戸に設定され、優先購入できることになったことを聞かされていたと見るのが自然であります。

しかるに、令和2年6月16日に実施した石川区長の最初の証人尋問で、販売事業者にも事業協力者住戸である旨の説明がなかったことについて確認した際の状況について証言を求めると、「自身で確認はしていない。知人を通じて確認した」と、これまでの議会の答弁を翻し、その知人が誰であるかについては、正当な理由を示すことなく証言を拒絶しました。

区議会では、知人による問合せの事実を明らかにするため、問い合わせたとする三井不動産レジデンシャルの調査権に基づく照会を行ったところ、「石川区長及びその関係者を含め照会は行われていない」旨の回答がありました。そこで、6月16日の区長の証言は偽証並びに証言拒絶に当たり、告発すべき事案であることから、7月27日開会の第2回千代田区議会臨時会の初日に刑事告発の決議を賛成多数で可決し、8月26日、東京地方検察庁に告発状を提出し、その後、受理されています。

次に、次男は、平成28年1月9日に事前案内の会場を訪問し、ご検討住戸アンケート×××号室を購入希望として記載しています。しかし、既に区長家族のために事業協力者住戸に設定され、抽せんすることなく購入できることになっていたため、このアンケートは購入の意思を書面に残すためのものと考えられます。その後、平成28年2月の20日、区長、区長夫人及び次男と三井不動産レジデンシャルとの間で×××号室の売買契約が締結されていますが、これに先立ち、2月15日には手付金が次男名義で三井不動産レジデンシャルに振り込まれています。

区長は、本年3月9日の予算特別委員会総括質疑において、区長本人がこの住戸の購入について共有名義になることの相談を受けたのは売買契約締結後およそ1年半後であり、区長は従前から自分は売買に関与していない旨の説明を繰り返してきました。しかし実際には、2月19日、

区長夫人を代理人とする委任状を自ら作成しており、その説明は事実と反することが明らかになりました。また、区長の二度目の証人尋問では、手付金を支払った2月15日頃までは共同購入することを決めていたと証言はぶれ続け、結局明快な証言が得られなかったものの、三井不動産レジデンシャルが提出した資料や同社××××氏の証言によれば、平成27年11月の7日にモデルルームに来訪し、その直後に区長夫人から強い購入意向を受けた時点で、「過去に事業物件をご購入いただいたお客様のご家族であり、購入意欲が高く、購入資金も問題ないお客様」であると判断していました。過去の事業物件である、区長の長男家族が居住するために購入したと説明している富士見のマンションも区長夫妻が共同所有であったことを同社が考慮したことに照らせば、今回の三番町マンションの購入も区長夫妻と共同購入であることを前提に対応していたものと認められ、これに反する区長の従前の答弁や証言は極めて疑わしいと言わざるを得ません。

次に、パークコート富士見ザ・タワーに関してですが、この富士見マンションは、飯田橋駅西口再開発事業用地の一角に建築された高層マンションで、この再開発は「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」により提案され、当該マンションの建設を含む再開発事業は、準備組合の設立段階から三井不動産が参画しており、後に三井不動産レジデンシャルも参画して、開発が行われたものです。開発に当たっては、当初、事業用地の提案より、繰り返しますが、区が提案して、現在、駅前広場として整備が進められている。本来、再開発予定地から離れた「広場1号」を加えることで、有効空地・住宅評価による容積率の緩和を含め、容積率が410%から930%へと大幅に緩和され、結果的には地上40階地下2階、総戸数505戸のマンションが建設されました。この開発により、建設された富士見マンションの1室を、石川区長と区長夫人、区長の長男石川××氏が、建築竣工後の平成26年7月に共同購入しています。

三井不動産レジデンシャルの説明によれば、当初の契約書が平成26年3月に手付解除し、キャンセルとなった××××号室を先着順で申込み、購入したとのことでした。ただ、石川区長及びその家族は、三番町マンションの場合とは異なり、この富士見マンションの資料請求をしたことはなく、事前説明会にも出席した記録やキャンセル住戸に関する問合せがあった記録も、三井不動産レジデンシャルには存在しないとのことでした。それなのになぜキャンセル物件が出たことを区長らが知り、「先着順」で購入できたのか、極めて不可解な購入経緯であることが明らかになりました。この点、区長は、証人尋問において、なぜ先着順で購入できたのかについては、分からないと証言しています。この点について、三井不動産レジデンシャルは、当該住戸をキャンセルになった事実を区長とその家族に告知した記録はなく、三井不動産レジデンシャルから連絡した事実はないとしています。

また、先着順という形で優先的に購入した疑惑が明らかになった富士見マンションは、当時の値上がり確実な人気物件として有名な高級マンションで、区長夫妻と長男は、平成26年7月の購入から2年半後の平成29年1月に転売し、およそ7,000万円の転売利益を得ていたことが明らかになりました。

次に、東京ミッドタウン日比谷の開発についてですが、この開発は三井不動産が主な事業主となって行われました。区は、この開発に併せ、通過交通量が多かった区道を廃止し、新たに再開

発敷地内に、区道や公園ではなく広場を整備しました。そして、区は、この広場を継続的に「公共空間としての魅力の場」として利用しながら「空間の質を担保」する仕組みを検討する中で、新たに設立された日比谷エリアマネジメント社に区有地である広場を無償貸付けし、併せて協定を結び、同社に広場の管理を担わせていることとし、このスキームは「日比谷モデル」としました。

この開発が進められる間の動きとしては、平成23年4月、本区の教育長を務めた坂田融朗氏が区のまちづくり推進部景観・都市計画課長に就任し、同月、元区のまちづくり関係の幹部職員が株式会社生活都市を設立しています。さらに5月には、日建設計が「日比谷地区の広場計画及びエリアマネジメントについて」と題する日比谷エリアマネジメントスキームの資料を作成しています。そして、都、区及び地元で日比谷エリアまちづくりの基本構想が策定され、同年7月には、日建設計が区の日比谷地区計画策定調査業務を8万8,000円という破格の安さで落札しています。その後、平成27年3月に日比谷エリマネ社が設立され、坂田氏は、同年4月、まちづくり推進部まちづくり担当部長に昇進、同年6月には日比谷エリマネ社が都市再生推進法人に指定されています。日比谷エリマネ社の理事には三井不動産の役員が就任し、事務局業務の一部を前述の元千代田区の幹部職員が代表を務める株式会社生活設計に委託し、事務局長業務とそれに付随する事項を担わせていることも明らかになりました。

広場とした区有地の無償貸付けについては、当時のまちづくり担当部長坂田氏が、平成27年9月16日に用地問題検討会へ付議を請求し、翌17日に議題として付されています。会議の記録によると、無償貸付けについては可とするものの、「土地の貸付けだけで捉えるべきではない。土地区画整理事業により、地下を含めて広場機能を有したにぎわいの施設や駐輪施設・防災施設等を備えた施設が建設される。その施設の管理運営や地域のマネジメントをどうさせていくのか、他の課題を含め、事業スキームをどうするのか、検討及び検証し調整会議に諮ること」、「地下に建設される施設の位置づけについて、公の施設となるか、そうではないのか」、「公共施設財産の観点から見た場合、どういう位置づけ、どういう評価し、どう捉えるのか議論すること」などと指摘されて、確認事項とされています。

調整会議に諮るため、確認事項があるにもかかわらず、用地問題検討会の開催日と同日付で、やはり坂田氏の名で無償貸付けに関する検討を調整会議に付議請求し、翌18日に開催された調整会議において審議しています。この調整会議の記録によると、エリアマネジメントの新しい仕組みをつくっていくという方向性については了承するとしながら、区長が「都市再生推進法人とはどういうものか説明できるようにしておくこと、都市再生推進法人に指定されるためには、財政計画、事業計画の提出、区への報告など、様々な要件を満たす必要がある。公共空間の維持管理を行政だけが行うのではなく、法人組織に公の位置づけを与え、法人自ら費用を捻出して公共空間のマネジメントを行い、使用の許認可権も法人が持つという根拠がある」と、その仕組みについて自ら述べています。

一方、副区長からは、「会議資料では、たったこれだけの区画整理エリアが生み出したものによって、街区全体の公共空間の維持管理を行っていくのだという全体像のイメージが分かりにく

い」、「日比谷も含め、区内の区画整理や再開発におけるエリアマネジメントの流れを整理すること」といった指摘がされていました。

一定規模の区有地を民間に20年という長期にわたって無償貸付けすることは、区にとっては大変重要な事項であり、用地問題検討会及び調整会議での指摘事項を担当部署で再度検討し、整理した上で、最終的に首脳会議に諮るべきところ、同時に用地問題検討会、調整会議に付議されていた他の案件はその後首脳会議に諮られたにもかかわらず、本案件は諮られていません。また、具体的に指摘事項等をどのように検討し、整理したのか、その記録すら存在しません。その理由については、坂田氏は証人尋問の証言の中で、「首脳会議という1つの会議を飛ばしたにすぎず、行政の中では意思決定するのは文書主義であり、本案件も決裁を経ている。過程の中で会議を1つ飛ばしたことについて何ら不思議に思っていない」旨述べ、さらに「無償貸付けされた広場用地の財産価値が200億であろうと、1,000億であろうが、あまり関係ない」とも述べ、適正な手続を軽視した意思決定がなされていたということが明らかになったばかりか、手順・手続に誤りがあったことを認めることすらしませんでした。

さらに、広場の地下を含め、開発事業者の手によって建築された施設の完成後の区の所有財産として、財産目録に掲載されていることも明らかになりました。区有財産20年という長期にわたる無償貸付けについて、仕組みを検討してから実際に貸付けを行うまでの期間や建物竣工後においても、今回、当委員会における100条調査が行われるまでは、区及び区長の、民間建物に区に帰属したことも含め、区議会や区民に対し説明を行った事実は一切ありません。改めて申し上げますが、この再開発の主な開発事業者は三井不動産です。

さて、日比谷エリマネ社の第5期決算報告書によると、1年間の店舗収入は2億3,510万2,431円で、これは無償貸付け契約で認められた転貸賃料と考えられます。この転貸賃料を含めた1年間の売上げは、合計2億7,420万8,085円に及んでいます。これに対し、施設の維持管理を含む経費は1億6,939万5,936円で、売上総利益は1億481万2,150円、一般管理費1,142万306円。この中には運営委託費648万円が含まれており、区職員OBが代表者である生活都市への月額30万の委託料も含まれていると考えられますが、それらと税などを控除すると、当期純利益金額6,284万7,162円に達しています。決算書に照らすと、日比谷エリマネ社の第5期の純益は約6,000万円であり、20年間とすると、12億の巨額に達するものです。この純益に照らすと、無償使用を認めず日比谷エリマネ社に賃料を支払わせて転貸を認める形式であっても十分成り立つ仕組みであることが明白で、例えば年間4,000万の賃料としても、日比谷エリマネ社に2,000万円以上の純益が生じることとなります。そして、年間4,000万円の賃料を20年間累積すれば8億となり、同額の千代田区の収入が損なわれる結果を招いていると言えます。

転貸賃料の見込み、維持管理費の見込み等を検討することなく、日比谷エリマネ社に維持管理費を負担させるという点のみから、事前に当該貸付け不動産の鑑定評価を行うこともなく無償使用を認めたものと指摘せざるを得ず、その結果、千代田区に帰属すべき収益を毀損する結果を招いていたとも言えます。まして平成23年から日比谷エリマネのスキームを一部で検討していた

にもかかわらず、僅か数時間の用地問題検討会と調整会議の議論だけで決めたこと。両会議で挙げられた検討課題について満足な内部的検討もせずに、区が初めて採用する日比谷エリマネスキームの採用をいとも簡単に決定したこと。そして、極めて多額の収益を日比谷エリマネ社に付与する結果となるのが容易に認識・予測し得た千代田区所有の建物及び土地の同社に対する無償提供を、議会に一切報告・相談することなく決めたこと。区長からも区議会に何の報告もなかったことなどの事実を照らしたとき、あえて区長やまちづくり担当の幹部職員ら執行部の一部だけでこの事業を検討し、議論し、決定する意図があったのではないかと、大きな疑念を持たざるを得ません。

次に、区長による違法な解散、履行されない100条調査協力義務についてです。

令和2年7月29日、次男の証人喚問を間近に控えた7月27日、100条調査における区長の偽証、証言拒絶を刑事告発する旨を議会で決議しましたが、これを不満とした区長は、翌28日、地方自治法178条1項後段に基づき、議会解散の通知を出しました。この解散処分については、事前に区長に対しては区の内部からも違法である旨の見解が示されていたにもかかわらず、区長の独断で行われました。解散通知後、総務大臣が解散の有効性に疑義を示し、報道も適法性に疑義を示すものがあり、区長が、後日、解散処分の無効取消処分を訴訟代理人に委任した弁護士さえ、マスコミのインタビューを受け、解散の有効性に疑義を示しています。それにもかかわらず、区長は司法判断に委ねると強弁し、議会が解散したとの理屈で議会審議に応ぜず、区民へのコロナ対策給付金の審議ができなくなりました。

区議会は、同月31日、区議会全員で、東京地方裁判所に解散処分の無効取消訴訟を提起するに至り、裁判所での審議の結果、8月7日、東京地裁は異例の早さで解散が不適法であることを認め、執行停止の決定をしました。区役所内の法的見解はおろか、総務大臣の見解でさえ一顧だにせず、自分の誤った考えに拘泥するのは、多選の弊害と言わざるを得ません。

同月12日、区議会は、裁判所の決定を受けて、区長に対し「解散通知による区政停滞の謝罪と円滑な議会審議への協力を求める決議」を全会一致で決議し、これに対し、区長は、同日、違法な解散処分を謝罪するとともに、「100条調査を含め、決議項目について真摯に受け止め、誠実な対応をすること」を、公開の議場で誓約しています。

次に、三番町マンション購入に当たり、区長代理人を務めた夫人の調査への対応について述べます。

三井不動産レジデンシャルから提出された記録によると、三番町マンションのモデルルームも、平成28年11月7日に訪問後、区長夫人自ら営業担当に対し、強く購入意向があると受け止められる内容の電話をし、結果として「事業協力者住戸」が提供されることになったことは既に述べましたが、三番町マンションの購入について、区長は「自分は関与していない」、次男は「記憶にない」との証言に終始する中、主導的な働きをしたと思われる区長夫人から購入に関する事実関係を聞くほかなく、令和2年9月4日付で証人出頭請求をしました。

これに対し、区長夫人は、出頭できない正当な理由を述べることなく、「100条委員会は区政の不正をチェックするための委員会であると聞いている。私は区政に何ら関与していないし、

興味も関心もない。何で出頭要請されるのか理解できない」などと自己の主張を一方的に述べ、さらに、事実無根の誹謗中傷を記載した書面を送付し、9月18日の証人喚問に出頭しませんでした。

区議会では、区長夫人のかたくなな、出頭を逃れようとする態度に対し、証人出頭請求を引き続き行うとともに、あくまでも出頭を拒絶した場合を思慮し、文書照会を行うこととし、36項目に及ぶ質問に対する回答を記した記録の提出を求めましたが、夫人は9月17日付の書面で、「以降出頭請求は拒否する」旨を一方的に表明し、以降区議会からの文書の受取りを拒否し続けました。

他方、区長夫人は、9月23日付で、一部の区議会議員及び私人である区民の氏名を具体的に挙げ、誹謗中傷する内容の書面をマスコミなどに送付し、その名誉を毀損しました。委員会としては、こうした区長夫人の出頭拒否罪及び資料不提出罪に該当すると考えられる事実について、区長のみならず夫人までも刑事告発するのはいかなるものかとして、区長に対し、夫人の100条調査への協力を働きかけるよう申し入れたが、区長からは「別人格」との一言で、協力を得られませんでした。こうした事実に基づき、委員会としては次のような結論をまとめました。

まず、区内マンションの購入についてですが、三番町マンションは、区と三井不動産レジデンシャルが協議をしながら区の総合設計制度を利用することで、より多くの容積率の緩和を可能としたもので、その結果、区長が言うところの「定価」で購入したとはいえ、希望するマンションの1室が優先的に販売されていました。また、富士見のマンションでは、資料請求や事前案内も行っていない区長家族がどうして人気物件のキャンセル住戸が出たことを知り、先着順で購入できたのか、その経緯は三井不動産レジデンシャル及び区長並びにその家族から明快な説明はなく、しかも区長は、家族が居住するために購入したと証言していますが、実際には短期間のうちに転売し、およそ7,000万円の転売利益を受けていたことが明らかになりました。

次に、100条調査で解明し切れない疑惑について述べます。

区が、区内で行われた再開発等の事業者積極的に働きかけを行い、その結果、容積率を大幅に緩和し、区民共有の貴重な財産である区所有建物及び区有地を当然取るべき手順・手続を経ることなく、一民間法人に対し、無償で長期にわたり貸し付け、本来、千代田区に帰属すべき極めて多額の建物質料収入を失わせるなどの行為を行っていました。そして、いずれも許可権者あるいは決定権者は石川区長です。

今回の調査を通じ、石川区長に対する疑惑は解消されるどころか、一層深まる結果となり、このことは区民の区政への信頼を著しく損ねるものであり、「区政は区民のために」と日頃から区長が標榜してきたことと相反するもので、区民に対する背信行為とも言え、その結果として、今後の公平公正な区政運営にも支障を来すものと思われま。

区議会は賛成多数で決議した石川区長の証人尋問における偽証並びに証言拒絶については、既に去る8月26日に東京地方検察庁に告発していますが、区長夫人の証人出頭拒絶並びに記録の提出拒絶に対しても、今後速やかに警視庁、検察庁に対し告発することで、今後は、司法の場において、石川区長の事務執行に関する一連の偽証が明らかにされることを望むものです。

また、多額の無償貸付けを内部の議論も手続も不十分のまま、議会への説明も相談もなく決められたことは看過できないものであり、今後、重要な資産の処分については、議会の監視が機能するよう、制度的仕組みを議会において議論する必要があると考えています。さらに、区長夫妻と次男が購入した三番町マンションや、同じく区長夫妻と長男が購入した富士見マンションの2つのマンションの販売事業者である三井不動産レジデンシャルが100条調査に基づく照会に対し提出した記録を精査する限り、事業協力者住戸に設定した理由が、単に販売戦略であったと理解することは難しいと指摘する意見がある中で行った証人尋問における当時の販売責任者の証言からも、なぜ区長家族に事業協力者住戸が提供されたのか、委員全員が納得することはできませんでした。

次に、区長の100条調査への不誠実な対応についてです。

まず、地方自治法100条に基づく調査は、区の事務執行上不正な手続が行われていたか否かについて明らかにしていくものであります。今回調査も区の総合設計制度の運用に当たり、事業者に対し石川区長が何らかの便宜を図った見返りに千代田区長とその家族が優遇を受け、区内のマンションの1室を購入したのではないかという疑惑が生じ、区の事務執行上の手順・手続が正しく行われていたか、そこに不正がなかったかについて明らかにするものであります。

調査開始の当初、区長は、「不動産の売買は個人的なものであり、区の事務執行の不正を調査すべき100条調査の対象には該当しない」と述べ、積極的に調査に協力しようとしませんでした。また、100条調査による証人尋問が次男に及ぶに至っては、偽証等の告発が決議されたと拡大解釈し、地方自治法の本旨をゆがめてまでも議会解散の通知を行う暴挙に出ました。加えて、今回の疑惑の端緒となった三番町マンションの購入に当たって、区長の代理人として契約し、契約に至る過程においても主導的な役割を果たしたと思われる区長夫人の証人出頭要請及び記録の提出拒絶に対して、議会から協力をするよう区長に働きかけがあったにもかかわらず、区長は何ら行動をしてきませんでした。区長は違法な解散処分について、さきに述べたように、8月12日の公開の議場で謝罪し、100条調査に協力することを誓約しましたが、かかる一連の行為はこの制約をたがえる行為であり、区長の政治責任は重大であると言わざるを得ません。

これまで述べてきたとおり、当委員会では、石川区長が特定行政庁として行った再開発や区の総合設計制度の許可行為を通じ、事業者に対し相当の利益をもたらした見返りに、区内の高級マンションを区長の長男及び次男がそれぞれ家族と居住するために優先的に販売されたのではないかという疑いを拭い去ることはできませんでした。また、富士見のマンションにおいては、約7,000万円にも及ぶ転売利益を得ていたことが明らかになりましたが、購入から転売まで経緯・経過を詳細に明らかにすることもできませんでした。

区長は職員に対し、職員倫理規程に基づき厳しくおのれを律するよう求めています。こうした倫理を強く求める立場のその長たる者が、自ら何らかの不正や便宜供与があったのではと疑われる行為をすることは、あってはなりません。加えて、疑惑が報道機関により区民の知るところになり、区議会による調査の過程でますますその疑惑の深まりを見せていく過程にあっても、区長は一切反省することなく、区民や議会に対し、今日まで真摯な姿勢で説明もせずにいることは大

きな問題であります。さらに、区が積極的に関与し、容積率の緩和などを図られた上で建設されたマンションの販売事業者である三井不動産レジデンシャルの元担当部長は当該マンションの建築主で、総合設計制度の許可申請者であり、事業協力者住戸を決定する責任者でもありました。一方、区長は総合設計制度の許可権者で、事業協力者住戸の購入者です。にもかかわらず、特定行政庁である区長は、三井不動産レジデンシャルとの間に利害関係が成り立つことについて、証人尋問で指摘されるまで、その認識を全く持っていなかったことも明らかになりました。

5期及び20年にも及ぼうとする石川区政の最終局面で、まさに区長の区政に対する集大成のときにこのような疑惑が明るみになり、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に区と区議会が一丸となって取り組み、区民に安心・安全を届けなければならないときに、こうした区政の混乱を区長自らが招いたことは誠に残念でなりません。

今後は、早期に区政の正常化が図られ、適正な区政執行がされなければならないことを指摘するとともに、区有地の取得や処分、貸付けなどについて、その基本を定める条例や特別職の倫理に関する条例の制定について、その必要性などを含め、研究していく必要があると考えます。併せて制度上の区長の委員を任命する建築審査会の在り方やその果たす役割、また執行機関の事務執行上の手続などについても、課題を含め、検討しなければならないことを申し述べるとともに、本調査に誠実にご協力いただいた三井不動産レジデンシャル株式会社をはじめとした関係機関に御礼を述べ、本調査を終了することとします。ありがとうございました。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

お手元に配付しました総合設計制度及び地区計画制度に関する企画総務委員会調査最終報告書は、投票システムにより採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

総合設計制度及び地区計画制度に関する企画総務委員会調査最終報告書に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（小林たかや議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） なしと認め、確定します。

総合設計制度及び地区計画制度に関する企画総務委員会調査最終報告書は、賛成多数により承認されました。

これにより、企画総務委員会に委任しました総合設計制度等に関する調査を終了します。

次に、企画総務委員長から、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の請願継続審査一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長、地域文教委員長、保健福祉委員長、議会運営委員長、オリンピック・パラリンピック対策特別委員長、景観・まちづくり特別委員長、災害時要配慮者等対策特別委員長、文化財保存・活用特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれの閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程全てを終了しました。

石川区長より、閉会の挨拶をお願いします。

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 令和2年第4回区議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本区議会定例会にご提案をいたしました議案につきましては、いずれも原案どおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、私たちは、この千代田区が誰にでも心地よく暮らしていける豊かな地域社会の実現に区民と共に歩んでまいりました。この結果、おかげさまで、区民の皆様方のご協力により、未来に向けてよりよい千代田区づくりが着実に前進したと私は認識しております。

以上をもちまして、令和2年第4回区議会定例会の閉会の挨拶といたします。

○議長（小林たかや議員） 以上で、本年第4回定例会を閉会します。

散会します。

午後4時53分 散会